宍粟市公告

農用地利用集積計画の作成について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）附則第５条第１項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、別紙のとおり公告する。

令和６年３月１日

宍粟市長　福　元　晶　三

別 紙

農 用 地 利 用 集 積 計 画 の 概 要

公告日　令和 6 年 3 月 1 日

市 町 名　宍 粟 市

1　利用権の設定等に係る面積、筆数及び戸数

（単位ha. 筆. 人）

利用権の設定等に係る土地												
区分	田	畑	樹園地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	開発して農用地とすることが適当な土地	開発して農業用施設用地とすることが適当な土地	計	利用権の設定等を受ける人数	利用権の設定等をする人数	利用権の設定等を受ける者の平均経営耕地面積
面 積	14.10	0.20	―	―	－	－	―	―	14.30	57	80	2.6
筆 数	118	6	―	―	－	－	―	―	124			

（注）面積は小数点以下第1位まで記入のこと。

2　設定又は移転する利用権の概要

区分	利用権の種類	利用権等の内容	利用権の始期（所有権移転の時期）	利用権の終期	10アール当り借賃
利用権設定（経営受委託、移転、転貸を除く）	賃借権（6件 1.0 ha）		R .6 .3 .1	R .12 .2 .28	6,000円
	使用貸借権（84件 13.3 ha）		R .6 .3 .1	R .26 .2 .29	―――
経営受委託	その他の使用及び収益を目標とする権利（ 件 ha）				
利用権設定（転貸）	賃借権（0件 0.0 ha）		―――	―――	―――
	使用貸借権（0件 0.0 ha）		―――	―――	―――
利用権設定（移転）	賃借権（ 件 ha）				
	使用貸借権（ 件 ha）				
所有権移転	所有権（ 件 ha）				

3　利用権設定等による耕地経営規模の拡大状況

（単位:戸）

区分	0.3ha未満	0.3～0.5	0.5～0.7	0.7～1.0	1.0～1.5	1.5～2.0	2.0ha以上	計
利用権設定前	47	25	17	13	12	6	17	137
利用権設定後	61	16	10	16	9	7	18	137

4　その他参考となる事項

なし